

令和7年6月25日作成
令和7年8月13日改訂
令和7年11月4日改訂

事業者用

令和7年度

東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業 補助金申請の手引き

申請前に必ずご覧ください

募集期間：令和7年7月11日（金）～令和8年1月30日（金）

《申請・お問合せ先》

担当課：東広島市 生活環境部 環境先進都市推進課
企画推進係

住 所：〒739-8601
東広島市西条栄町8番29号
（市役所本館5階）

電 話：082-420-0928

FAX：082-422-1395

e-mail：hgh200928@city.higashihiroshima.lg.jp

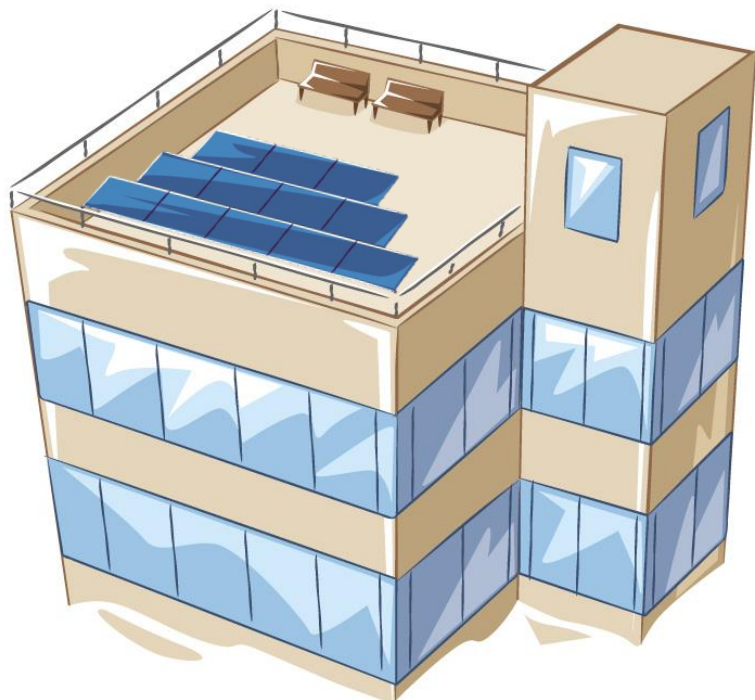


QRコードから市HPを
ご覧になれます。



目 次

1	補助事業の目的	1
2	募集期間	1
3	補助対象等	1
4	申請から補助金交付までの流れ	6
5	必要書類	8
6	申請方法	9
7	注意事項	9
8	補助対象経費	11
	(参考) 提出書類の記載例	14



1 目的

環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用し、省エネルギー及び再生可能エネルギーの活用を推進することにより、地球環境の保全に寄与するとともに、市内事業者の環境保全に関する意識の高揚を図るため、太陽光発電設備等の設置を支援することを目的としています。

2 募集期間

令和7年7月11日（金）～令和8年1月30日（金）

※東広島市が国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付決定を受けた日（令和7年4月30日（水））より前に工事契約を交わしたものは、補助の対象外です。

募集期間中の申請の取り扱い

- ・申請は先着順で受け付けます。
- ・持参の場合、市環境先進都市推進課（市役所本館5階）へ開庁時間内（8時30分～17時15分）に提出してください。
- ・郵送の場合は、市に到着した日を申請日として扱います。
- ・申請日が同日であれば提出した時刻に関わらず、同着として扱います。
- ・予算上限に到達した日を以って、申請受付を締め切ります。
- ・持参、郵送を問わず、予算上限を超えた日に申請があったものについては、一律に抽選を行います。
- ・申請は必要書類がすべてそろった時点で受付をします。仮受付等はいりません。
- ・事前着工は認められませんので、交付決定までの期間を考慮し、余裕（2週間～1か月程度）をもって申請してください。

3 補助対象等

(1) 補助対象者

次の要件をすべて満たすこととします。

本市の区域内に所在する事業所に補助対象設備等を設置する者であって、次に掲げる要件に該当するもの。

(ア) 本市の区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する者であって、次のいずれかに該当するもの

- ① 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。）
- ② 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条第1項の規定により法人とされるものをいう。）
- ③ 社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）

(イ) 市税の滞納がないこと。

(ウ) 国、地方公共団体から当該設備の設置に関し補助金、助成金その他の金銭の給付を受けていないこと。

(エ) 当該設備の設置にあたり、省エネ最適化診断等が行われる事業を利用すること。

(2) 補助対象となる設備

補助の対象となる設備は、各要件を満たす次の(ア)及び(イ)の設備です。

(ア) 事業所用太陽光発電設備

- ① 法令、法令に基づく命令、条例等（以下「法令等」という。）に適合したものであること。
- ② 販売され、又は提供されている商品であって、使用の実績があること。
- ③ 中古の設備ではないこと。
- ④ 発電した電力量及び発電した電力の使用量を明らかにする機器が設置されていること。

※電力の使用量に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、使用量を明らかにする機器を設置する必要はありません。

- ⑤ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行うものではないこと。
- ⑥ 既存の設備を更新し、又は既存の設備に増設されるものでないこと。
- ⑦ 一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。）を設置しようとするものでないこと。
- ⑧ 発電した電気のうち50%以上の電気を自ら消費するものであること。

※過大な設備設置とならないよう計画をしてください。

(イ) 事業所用リチウムイオン蓄電池システム(蓄電池)

- ① 本補助金を用いて導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
※蓄電池単独の設置は補助対象となりません。
- ② 法令等に適合したものであること。
- ③ 販売され、又は提供されている商品であって、使用の実績があること。
- ④ 中古の設備ではないこと。
- ⑤ 停電した場合にのみ電気を供給するものでないこと。
- ⑥ 太陽光発電設備によって発電した電気を充電することができ、かつ、平時において電気の充電と放電とを繰り返し行うものであること。
- ⑦ 東広島市火災予防条例（平成16年東広島市条例第35号）で定める安全基準に適合していること。
- ⑧ 家庭用（20kWh 未満）：12.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）、業務用（20kWh 以上）：11.9 万円/kWh（工事費込み・税抜き）以内の単価の設備であること。

ただし、複数者からの見積りの取得を行った結果、上記の価格以内の蓄電システムの導入が困難であった場合は、家庭用：15.5 万円/kWh、業務用：19 万円/kWh を上限とすることができます。

- ⑨ 家庭用（20kWh 未満）の蓄電池については以下の要件を満たすこと。
 - i リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオン電池及びこれを制御する制御部を含む蓄電システムの構成部品をいい、初期実効容量（製造業者が指定する未使用の状態にある蓄電システムの放電時に供給することができる交流側の出力容量をいい、使用者が独自に指定できない領域を除く。以下同じ。）が1.0kWh 以上のものに限る。）、パワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるリチウムイオン蓄電池システムであって、当該リチウムイオン蓄電池

システムの本体機器を含むシステム全体を一式として取り扱うものであること。

- ii 性能及び表示基準について、次に掲げる事項が記載されていること。
- iii 蓄電池部の安全基準について、JIS(産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。)C8715-2 又は国際電気標準会議が定めた規格 62619 に適合するものであること。
- iv 蓄電システム部の安全基準について、JISC4412 又は JISC4412-1 若しくは JISC4412-2 に適合するものであること。
- v リチウムイオン蓄電池の容量が 10kWh の場合は、当該リチウムイオン蓄電池が第三者認証機関の製品審査により蓄電システムの震災対策基準の製品審査に合格したものであること。
- vi リチウムイオン蓄電池システムの製造業者の保証期間及びサイクル試験(電気の充電と放電を繰り返し行い、耐久性能を評価する試験をいう。)による性能年数が、いずれも 10 年以上であること。

(3) 遵守事項

本補助金の申請にあたっては以下の(ア)から(ウ)に記載する事項について遵守することとし、誓約書(別記様式第 4 号)を提出してください。

(ア) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等(特に次のすべて)に準拠すること。

- ① 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- ② 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- ③ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- ④ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- ⑤ 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。
- ⑥ 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

(イ) 法定耐用年数を経過するまでの間、設備を適切に管理し、温室効果ガスの排出の削減量又は吸収量を取引することができるものとして国が認証する制度(J-クレジット制度)に登録しないこと。

(ウ) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)に基づく F I T 制度又は F I P 制度の認定を取得しないこと。

(4) 補助対象経費

太陽光発電設備等の設置に係る本工事費、附帯工事費その他の太陽光発電設備等の設置に要する工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費とします。既存設備等の撤去費・処分費は補助対象外です。

※詳細については、11～13ページの「補助対象経費（国交付要領別表第1）」をご覧ください。

(5) 補助金額等

(ア) 一覧表

設備区分	補助金額等
事業所用太陽光発電設備	対象経費の3分の1又は太陽光発電設備に係る太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値若しくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小さい数値に1kW当たり5万円を乗じて得た額のいずれか低い額 ※設備の容量は、kW単位で小数点以下を切り捨て
事業所用リチウムイオン蓄電池システム(蓄電池)	対象経費の3分の1又はリチウムイオン蓄電池の容量に1kWh当たり5万円を乗じて得た額のいずれか低い額 ※設備の容量は、kWh単位で小数点以下を切り捨て ※家庭用(20kWh未満):12.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)、業務用(20kWh以上):11.9万円/kWh(工事費込み・税抜き)以内の単価の設備であること。 ただし、複数者からの見積りの取得を行った結果、上記の価格以内の蓄電システムの導入が困難であった場合は、家庭用:15.5万円/kWh、業務用:19万円/kWhを上限とすることができる。

(イ) 計算方法

太陽光発電設備を設置する場合

補助対象経費 $\times 1/3 = a$

容量(kW) $\times (5 \text{万円}) = b$

} a、bいずれか低い額

※太陽光発電設備の容量は、kW単位で小数点以下を切り捨てた値とし、補助金額の1,000円未満は切り捨ててください。

(ウ) 計算例

a : 補助対象経費 (2,998,500円) $\times 1/3 = 999,500$ 円

b : 容量 (20.5kW) の場合

容量 (20kW) $\times 5 \text{万円} = 1,000,000$ 円

aの方が、額が低いので999,500円の1,000円未満を切り捨て

$\Rightarrow$ 補助金額 : 999,000円

※補助対象設備が複数ある場合は、設備ごとに1,000円未満を切り捨てた補助金額としてください。

(エ) 補助上限額

設備ごとの補助総額の上限を750万円とします。

(6) 省エネ最適化診断等について

適切な規模の設備導入を行うことができるよう省エネ最適化診断等を受診し、診断結果を提出してください（申し込みから診断結果が出るまでに2週間程度要します。）。

省エネ診断とは・・・

省エネ診断とは省エネの専門家が現地に出向いて設備を確認・調査し、その後のヒヤリング・各種データに基づいて省エネを診断するサービスです。診断を行うことで、①どの設備でどれくらいの省エネができるか、②削減できる使用量や金額、③使用量削減によるCO2の削減量、④各種省エネにかかる投資金額などが分かります。下記の診断サービスをご利用ください。※令和7年度の受付については各サイトをご確認ください。

○省エネ・節電ポータルサイト 省エネ最適化診断(有料)

<https://www.shindan-net.jp/>



○環境共創イニシアチブ 省エネクイック診断(有料)

<https://shoeneshindan.jp/>



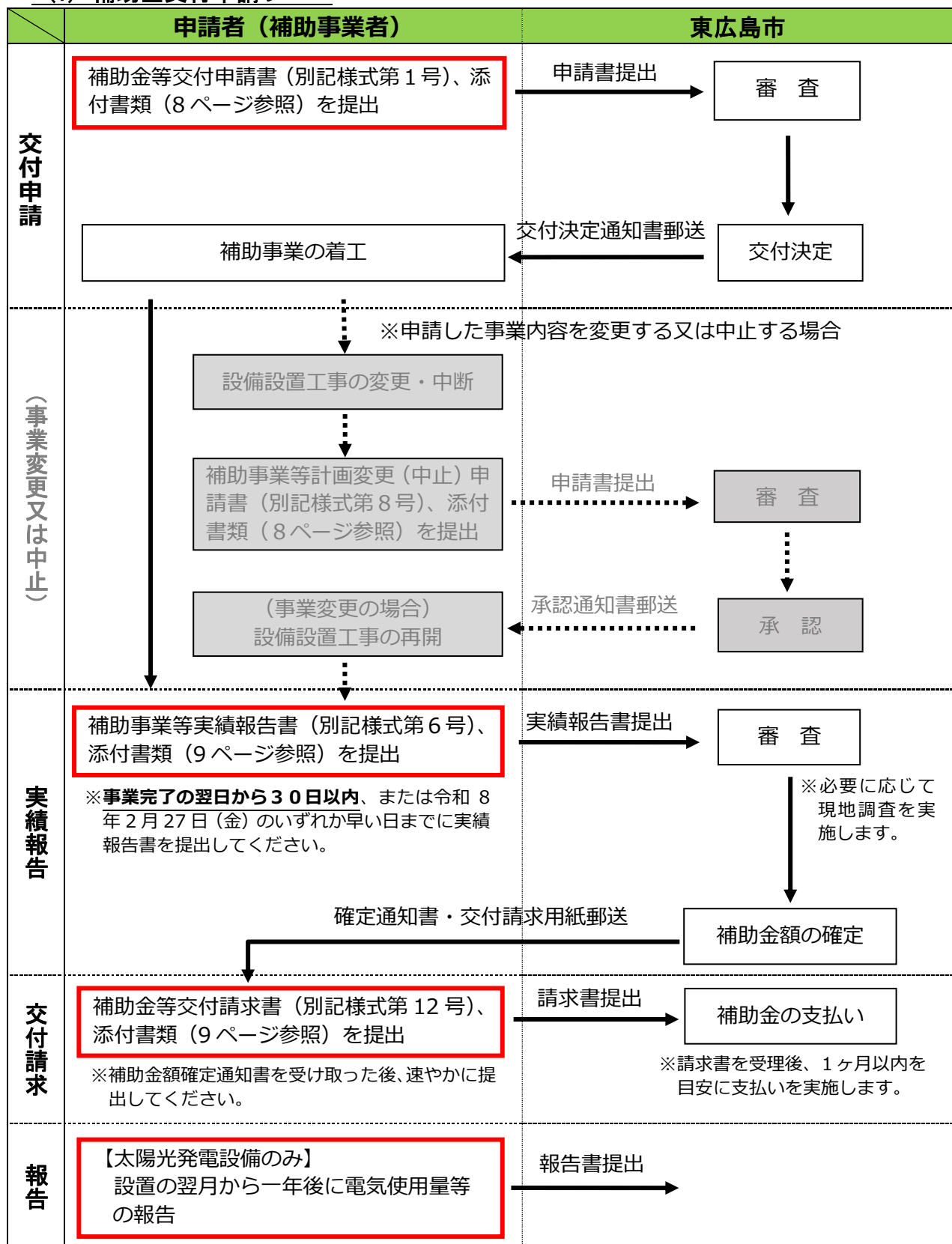
○東広島市 HP スマートオフィス・スマートファクトリー化相談支援

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seikatsukankyo/2/ondannkataisaku/hojyo/42385.html>



4 申請から補助金交付までの流れ

(1) 補助金交付申請フロー



① 補助金申請の手引き、補助金交付申請書類は市ホームページからダウンロードするか、環境先進都市推進課窓口でお受け取りください。

② 提出書類記載例（14ページ以降参照）をよくご確認のうえ、記載してください。

(2) 補助金交付の申請

補助金等交付申請書（市補助金等交付規則 別記様式第1号）、事業計画書及び必要な添付書類等を、環境先進都市推進課まで持参または郵送してください。

※交付決定日前の工事着工は認められません。交付決定までの期間を考慮し、余裕（2週間～1か月程度）をもって申請してください。

※事業完了日は、事業実施に係る支払の領収日、竣工検査日、または電力受給開始日とします。提出期限（事業完了の翌日から30日以内、または令和8年2月27日（金）のいずれか早い日）までに書類が全て揃うよう、工事日程を設定してください。

※設備を設置する建物の所有者と補助金交付申請者が異なる場合は、所有者の同意を得てください。

(3) 補助金交付の決定

交付申請の受付順に書類審査を行い、必要に応じて現地確認等を行い、補助金交付決定後、申請者に交付決定通知書（市補助金等交付規則 別記様式第5号）にて通知します。

※交付決定日前の工事着工（当該補助設備の設置に係る部分のみ。）は認めません。

※補助金の交付決定後に設備や経費の変更等、申請内容が変更になる場合は、必ず事前にご相談ください。変更後の申請は、原則認めません。

(4) 実績報告

事業完了の翌日から30日以内、または令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書（市補助金等交付規則 別記様式第6号）を提出してください。

※期日までに提出が困難な場合については、必ず、事前にご相談ください。

(5) 補助金額の確定

提出いただいた実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地確認等を行い、補助金額確定後、申請者に補助金等額確定通知書（別記様式第11号）にて通知します。

(6) 補助金の交付請求

補助金等額確定通知書の内容に基づき、速やかに補助金等交付請求書（別記様式第12号）を提出してください。令和8年3月13日（金）以降に提出された場合、補助金をお支払いできない可能性があります。

(7) 補助金の支払い

提出された補助金等交付請求書の内容に基づき申請者口座に補助金を支払います。

※請求書受理後、約3週間～1ヶ月程度

(8) 電気使用量等の報告 ※太陽光発電設備のみ

補助金の交付要件である「補助対象設備により発電した電力量の50%以上を自家消費に充てること」の確認のため、設備を設置の翌月から1年後に電気使用量等の報告をお願いします。（実績報告書提出後、報告方法等をお知らせします。）

申請に関して虚偽の記載、偽造等法律に違反する行為があったときは、補助金の交付の取り消し、補助金の返還していただく場合があります。

5 必要書類

(1) 交付申請

① 必須書類

- (ア) 補助金等交付申請書（別記様式第 1 号）
- (イ) 事業計画書（別記様式第 2 号）
- (ウ) 収支計画書（別記様式第 3 号）
- (エ) 誓約書（別記様式第 4 号）
- (オ) 補助対象設備等の設置に要する費用の内訳が明記されている工事請負契約書、
売買契約書の写し又はそれに準ずる書類
- (カ) 補助対象設備等の形状、規格等の仕様を説明する書類
※蓄電池の場合は以下の内容が記載されている仕様書等を提出してください。
 - a 初期実効容量
 - b 定格出力
 - c 出力可能時間
 - d 使用済みのリチウムイオン蓄電池を適切に廃棄し、又は回収する方法
 - e 国内に所在するアフターサービスの連絡先
- (キ) 補助対象設備等を設置する場所の図面及び現況を示す写真
- (ク) 市税の滞納のない証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。）

※証明書の取得方法については市のホームページをご覧ください。

ホーム＞組織から探す＞財務部＞収納課＞納税証明書＞納税証明書の請求

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/zaimu/5/3/2395.html>



※QRコードから市HPをご覧ください。

- (ケ) 法人の場合：当該法人の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）
個人の場合：個人事業の開業届の控えの写し
- (コ) 省エネ診断の報告書の写し
- (サ) 12か月分の電気使用量が確認できる書類
例：電気料金の明細の写し・一定期間の電気使用量の平均から逆算した資料等
※新築等で事務所等の使用期間が1か月未満の場合は不要です。

(2) 事業の変更・中止

① 変更の場合

- (ア) 補助事業等計画変更(中止)申請書(市補助金等交付規則 別記様式第 8 号)
- (イ) 事業計画書（変更後の内容を記載したもの。）
- (ウ) 収支計画書（変更後の内容を記載したもの。）
- (エ) 変更内容が分かる書類
 - (例) 補助対象経費の変更⇒・変更後の工事契約書または請書等の写し
・変更後の工事費の内訳が分かる書類
 - 補助対象設備の変更⇒・設備の型番、仕様等が分かる書類
・補助要件を満たすことが分かる書類

② 中止の場合

(ア) 補助事業等計画変更(中止)申請書(市補助金等交付規則 別記様式第8号)

(3) 実績報告

① 必須書類

(ア) 補助事業等実績報告書(別記様式第6号)

(イ) 事業完了報告書(別記様式第7号)

(ウ) 収支決算書(別記様式第8号)

(エ) 交付決定を受けて設置した補助対象設備の設置に係る領収書の写し

※領収書の日付は、交付決定通知前のものは認めません。

(オ) 補助対象設備の設置の現況を示す写真

※補助対象設備の型番がわかるもの(写真や保証書)も添付ください。

(カ) 非FIT・非FIPを証する書類

・中国電力の新增設工事申込書の控え

・電力需給契約書(お知らせ)の写し 等

(キ) 無償のメーカー保証期間が10年間であることがわかる保証書の写し(家庭用蓄電池の場合)

(4) 補助金請求

① 補助金等交付請求書(東広島市補助金等交付規則 別記様式第12号)

② 口座振替依頼書

③ 請求書提出時に振込先を確認できるもの(通帳・キャッシュカードのコピーや写真等)

※交付請求書は、訂正印での修正はできませんので書き間違いのないようお願いします。

※実績報告後、市から補助金交付金額の確定を受けた後に、提出してください。

6 申請方法

持参または郵送してください。(郵送の場合は必要書類が全て揃った時点で受理します。)

受付窓口：東広島市役所

生活環境部環境先進都市推進課 企画推進係(市役所本館5階)

送付先：東広島市西条栄町8番29号 環境先進都市推進課 企画推進係

※申請から30日経過しても交付決定通知が届かない場合は、お問い合わせください。

7 申請にあたっての注意事項

(1) 申請書類等への記載漏れに注意してください。

申請書類等に記入漏れ又は記入間違いがある場合、該当書類について追記・修正又は再提出していただきます。14ページ以降の記載例を確認し、記載漏れに注意して申請書類等の作成を行ってください。

また、必要事項が空白のまま提出された場合には、受理せず返却させていただく場合があります。なお、返却に際して郵送等での対応は行いませんので、環境先進都市推進課窓口まで受け取りに来てください。

(2) 添付書類の不備に注意してください。

書類に不備がある場合、必要書類がすべて揃うまで申請を受理できませんので、添付書類

に不備がないよう注意をお願いします。提出の要否又は提出に際して不明な点等がある場合には、環境先進都市推進課へ事前にご相談ください。

(3) 補助金交付申請フローに沿って申請を行ってください。

6 ページの補助金交付申請フローに沿って、補助金申請を行ってください。フローに沿って、補助金の交付申請から実績報告、補助金の支払いまでの一連の手続きが行われない場合、「申請を受理できない。」「補助金を支払うことができない。」などの問題が発生する可能性があります。

(4) 補助事業完了後の注意事項

設置した補助対象設備については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する耐用年数を経過する日までの間、適切に管理してください。耐用年数について不明の場合は、最寄りの税務署等にご確認ください。

また、市の承認を受けることなく、補助金の交付目的以外に使用・売却・譲渡・交換・貸し付け・または担保に供することはできません。

以上、注意事項について徹底をお願いいたします。

8 補助対象経費（国交付要領別表第1）

別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、

			⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であつて、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

			PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。地方公共団体が交付金事業の執行にあたって直接必要となる事務費については別表第 4 による。

提出書類記載例

- ・手引きをよくご覧になったうえでご記入ください。
- ・この記載例についてご不明な点がございましたら、環境先進都市推進課までお問い合わせください。

【交付申請書類】

補助金等交付申請書	15
事業計画書	16
収支計画書	19
誓約書	20

【実績報告書類】

補助事業等実績報告書	21
事業完了報告書	22
収支決算書	24

【その他】

補助金等交付請求書	25
口座振込依頼書	26
補助事業等計画変更（中止）申請書	27

提出日を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

東広島市長 様

申請者 住 所 東広島市西条栄町8番29号
氏 名 〇〇株式会社 △△営業所
代表 東広島 太郎※押印不要

東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業補助金交付申請書

令和7年度において、東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業補助金の交付を受けたいので、東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業等の名称 **東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業**
- 2 補助事業等の内容及び内容
 - (1) 目的 **東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業補助金交付要綱4条の規定に基づき、太陽光発電設備等を設置するため。**
 - (2) 内容 ア 住宅用太陽光発電設備 イ 事業所用太陽光発電設備
ウ 事業所用蓄電池設備
- 3 補助事業等の予定実施期間 **令和7年〇〇月〇〇日から 年〇 月〇〇日まで**
- 4 交付申請額
金 **〇〇〇〇〇〇〇〇** 円
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支計画書
 - (3) 誓約書
 - (4) 太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）の設置に要する費用の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
 - (5) 補助対象設備の形状、規格等の仕様を説明する書類
 - (6) 補助対象設備を設置する場所の図面及び現況を示す写真
 - (7) 市税（その延滞金を含む。以下同じ。）の滞納がないことを証する書類
 - (8) 一般財団法人省エネルギーセンター又は市が実施するエネルギーの消費量の削減、非化石エネルギー源の活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する情報の提供、助言、提案等（以下「省エネ最適化診断等」という。）が行われる事業を利用した場合にあっては、当該省エネ最適化診断等の内容を明らかにする書類
 - (9) 事業者にあつては、当該事業者の登記事項証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書をいう。）の写し
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

該当するものに○をつけてください。

交付申請額は、申請する設備の補助額の合計を記載してください。
本手引き4ページの「補助金額」、11ページの「補助対象経費」をよく確認し記載してください。

注1 「収支計画書」は、補助事業等を対象としたものであること。

提出日を記入してください。

別記様式第2号（第4条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

東広島市長 様

申請者 住 所 **東広島市西条栄町8番29号**
氏 名 **〇〇株式会社 △△営業所**
代表 **東広島 太郎** ※押印不要
事業計画書

該当するものにチェックを入れてください。

1. 設備区分

☐ 太陽光発電設備(家庭用)	☒ 太陽光発電設備(事業所用)
☒ 蓄電池設備(事業所用)	

2. 設置場所

☐ 住宅(新築・既築) ☒ 事業所(事業所名 〇〇株式会社 △△営業所)
住所：東広島市 西条栄町8番29号

3. 設備内容

設備区分	メーカー名・型式等	出力・容量等
太陽光発電設備	△△・●●●● ◆◆・○○○○	15.5kW
パワーコンディショナー	△△・●●●● ◆◆・○○○○	10.5kWh
蓄電池	×××××××	

設置する設備ごとに記入してください。
太陽光発電設備については設置するパネルのメーカー名・型式と公称最大出力の合計値を記載してください。また、接続するパワーコンディショナーのメーカー名・型式と定格出力を記載してください。

※設備区分、型式等が複数ある場合は、製品ごとに設備内容を記載すること。

※太陽光発電設備については設置するパネルのメーカー名・型式と公称最大出力の合計値を記載してください。また、接続するパワーコンディショナーのメーカー名・型式と定格出力を記載してください。

4. 着工予定日等

着工 **令和7年** 〇〇月 〇〇日 / 完了 **令和7年** 〇〇月 〇〇日

着工予定日から事業完了予定日を記載してください。なお、事業完了日は支払いの領収日、竣工検査日、または電力需給開始日としてください。

5. 補助対象事業費・補助金申請額

本手引きの11ページの「補助対象経費」を確認いただき、金額を記載してください。金額は税抜き価格で記載してください。

	補助対象経費		補助金額
	2,998,500 円	a	750,000 円
蓄電池	2,400,000 円	b	500,000 円

補助金申請額 (a～bの合計)	1,250,000 円 (未満切捨て)
--------------------	----------------------------

※補助の対象となる経費は、設備の設置に係る本工事費、附帯工事費その他の太陽光発電設備の設置に要する工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務

※補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。

※補助金額のうち、1千円未満の端数は切り捨てとする。

【太陽光発電設備(住宅・事業所用)】

補助対象経費の1/3と5万円/kW(一部人口減少区域に設置する住宅用太陽光発電設備は10万円/kWとする)×(出力容量の合計若しくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小さい数値)のいずれか低い金額とすること。

本手引きの4ページの「計算方法」を確認し、計算してください。設備ごとに1,000円未満を切り捨ててください。

$$\begin{aligned} \text{補助対象経費} \times 1/3 &= 2,998,500 \times 1/3 = 999,500 \\ 15.5 \text{ kW (小数点以下切り捨て)} \times (5 \text{ 万円又は} 7 \text{ 万円}) &= 15 \text{ kW} \times 5 \text{ 万円} = 750,000 \end{aligned}$$

【蓄電池設備(事業所用)】

補助対象経費の1/3と5万円/kWh×蓄電池容量のいずれか低い金額とすること。

$$\begin{aligned} \text{補助対象経費} \times 1/3 &= 2,400,000 \times 1/3 = 800,000 \\ 10.5 \text{ kWh (小数点以下切り捨て)} \times (5 \text{ 万円}) &= 10 \text{ kWh} \times 5 \text{ 万円} = 500,000 \end{aligned}$$

ただし、蓄電池の価格は、家庭用(20KWh未満):12.5万円/KWh(工事費込・税抜)、業務用(20KWh以上):11.9万円/KWh(工事費込・税抜)を上限とする。

なお、太陽光発電設備(事業所用)、蓄電池設備(事業所用)設置について、補助額の上限を750万円とする。

どちらか低い方の金額が補助金額となります。

6. 太陽光発電設備設置要件確認 ※太陽光発電設備を設置する場合は、記載すること。

☑発電量の { 30% (住宅用) ・ 50% (事業所用) } を自家消費可能な見込みがある。

(a) 発電見込み量 (年)	(b) 電気使用量 (年)	(b) / (a)
20,500 kWh	12,300 kWh	60 %

※付属資料として 12 か月分の発電見込み量及び電気使用量が確認できる書類を添付すること。

【発電見込み量計算式】

$$\begin{array}{ccccccc}
 3.86 \text{ kWh/m}^2/\text{日} & \times & 0.73 & \times & \underline{\hspace{2cm}} & \text{ kW} \times 365 \text{ 日} \times 1 \text{ kW/m}^2 & = & \underline{\hspace{2cm}} & \text{ kWh} \\
 \text{(広島県年平均日射量)} & & \text{(損失係数)} & & \text{(容 量)} & & \text{(日射強度)} & & \text{(年間発電見込み量)}
 \end{array}$$

設置規模から発電見込み量を計算し記載してください。

発電見込み量と電気使用量（12 か月分）を比較し、発電量の 50% を自家消費できるように設備規模を設定してください。

※新築等で事務所等の使用期間が 1 か月未満の方は記載不要です。

〇〇年〇〇月〇〇日

東広島市長 様

申請者 住 所 東広島市西条栄町8番29号
氏 名 東広島 太郎 ※押印不要

収支計画書

設備区分	摘要	補助対象経費(円)	備考
太陽光発電設備	本体設備費	〇〇〇〇	パネル
	付帯設備費	〇〇〇〇	パワーコンディショナー ケーブルほか
	設備工事費	〇〇〇〇	機器調整費ほか
	業務費	〇〇〇〇	運搬費ほか
蓄電池	本体設備費	××××	
	付帯設備費	××××	
	設備工事費	××××	
	業務費	××××	

本手引きの11ページの「補助対象経費」を確認し、補助対象経費を記載してください。
経費はすべて税抜き価格で記載してください。
内訳書にはどの項目に該当するかわかるよう印をつけてください。

「補助対象経費」は事業計画書（別記様式第2号）に記載する金額と必ず一致させてください。
交付申請額については「計算方法」を確認し記載してください。

記載例

摘要	数量	単位	単価	金額
蓄電池本体	1	台	〇〇〇円	〇〇〇円
ケーブル	●	m	〇〇〇円	〇〇〇円

本体
付帯

補助対象経費

〇〇〇〇 円

交付申請額

〇〇〇〇 円

※補助の対象となる経費は、設備の設置に係る本工事費、附帯工事費その他の太陽光発電設備の設置に要する工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費とする。

※補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。

※各補助対象設備の補助対象経費は、事業計画書（別記様式第2号）と一致させること。

誓約書

東広島市長 様

東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業補助金の申請にあたり、次のすべてについて遵守し
たうえで事業を実施します。

- 1 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）
に定める遵守事項等（特に次のすべて）に準拠すること。
ア 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
イ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出
に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な
方法で管理及び保存すること。
ウ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
エ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力
制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
オ 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵
守すること。
カ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用につ
いて、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算
定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等
を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 2 法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理し、温室効果ガスの排出の削減量又は吸収
量を取引することができるものとして国が認証する制度（J-クレジット制度）に登録しな
いこと。

- 3 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する
に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取

内容を確認し、署名（自署）してください。
誓約書に違反したことが発覚した場合、補助金を
返還していただく場合があります。

〇〇年〇〇月〇〇日

提出日を記入してください。

申請者

住所

東広島市西条栄町8番 29 号

氏名

東広島 太郎 ※押印不要

年 月 日

東広島市長 様

報告者 住 所 **東広島市西条栄町8番29号**

氏 名 **〇〇株式会社 △△営業所**

代表 東広島 太郎 ※押印不要

東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け指令東広環第〇〇〇号での交付決定を受けた令和7年度東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業を完了したので、東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業等の実績及び成果
別紙事業完了報告書のとおり

補助金交付決定通知に記載の日付等を記載してください。

- 2 補助事業等の実施期間

〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで

- 3 添付書類

- (1) 事業完了報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 交付決定を受けて設置した太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）の設置に係る領収書の写し
- (4) 補助対象設備の設置の現況を示す写真
- (5) 住宅用にあつては、住民票の写し
- (6) 事業者にあつては、当該事業者の登記事項証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書をいう。）の写し
- (7) 太陽光発電設備を設置した者にあつては、非FIT・非FIPを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

補助事業の実施期間を記載してください。

提出日を記入してください。

別記様式第6号（第6条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

東広島市長 様

申請者 住 所 **東広島市西条栄町8番29号**
氏 名 **〇〇株式会社 △△営業所**
代表 **東広島 太郎** ※押印不要

事業完了報告書

1. 設備区分

☐ 太陽光発電設備(家庭用)	☒ 太陽光発電設備(事業所用)
☒ 蓄電池設備(事業所用)	

2. 設置場所

☐ 住宅(新築・既築) ☒ 事業所(事業所名 _____)
住所: 東広島市 西条栄町8番29号

3. 設備内容

設備区分	メーカー名・型式等	出力・容量等
太陽光発電設備	△△・●●● ◆◆・〇〇〇〇	15.5kW
パワーコンディショナー	△△・●●● ◆◆・〇〇〇〇	10.5kWh
蓄電池	××××××	事業計画書の記載方法を参考に記入してください。

※設備区分、型式等が複数ある場合は、製品ごとに設備内容を記載すること。

※太陽光発電設備については設置するパネルのメーカー名・型式と公称最大出力の合計値を記載してください。また、接続するパワーコンディショナーのメーカー名・型式と定格出力を記載してください。

4. 設置完了日等

着工 **令和7年** 〇〇月 〇〇日 / 完了 **令和7年** 〇〇月 〇〇日

5. 補助対象事業費・補助金申請額

区分	補助対象経費		
太陽光発電設備	〇〇〇〇 円	a	〇〇〇〇 円
蓄電池	〇〇〇〇 円	b	〇〇〇〇 円

着工日から事業完了日を記載してください。なお、事業完了日は支払いの領収日、または竣工検査日としてください。

補助金額 (a～b の合計)	〇〇〇〇 円(千円未満切捨て)
-------------------	-----------------

※各補助対象設備の補助対象経費は、別紙「収支決算書」と一致すること。

※補助の対象となる経費は、設備の設置に係る本工事費、附帯工事費、太陽光発電設備の設置に要する工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務

※補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。

事業計画書の記載方法を参考に記入してください。

6. 電力使用量等の報告手段 ※太陽光発電設備を設置した場合は、記載すること。

☒ 郵送

☐ メール(メールアドレス:)

補助要件である「発電量の50%以上を自ら消費するもの」の確認のため、電力使用量等の調査をさせていただきます。調査回答の方法を「郵送」「メール」から選んでください。

提出日を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

東広島市長 様

申請者 住 所 東広島市西条栄町8番29号
氏 名 〇〇株式会社 △△営業所
代表 東広島 太郎 ※押印不要

収支決算書

設備区分	摘要	補助対象経費(円)	備考
太陽光発電設備	本体設備費	〇〇〇〇	パネル
	付帯設備費	〇〇〇〇	パワーコンディショナー ケーブルほか
	設備工事費	〇〇〇〇	機器調整費ほか
	業務費	〇〇〇〇	運搬費ほか
蓄電池	本体設備費	××××	
	付帯設備費	××××	
	設備工事費	××××	
	業務費	××××	
補助対象経費		〇〇〇〇	円
補助金額		〇〇〇〇	円

※補助の対象となる経費は、設備の設置に係る本工事費、附帯工事費、他の太陽光発電設備の設置に要する工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び設置費とする。

※補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。

※各補助対象設備の補助対象経費・補助金額は、事業完了報告書

収支計画書の記載方法を参考に記入してください。

提出日を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

東広島市長 様

申請者 住 所 **東広島市西条栄町8番29号**

氏 名 **〇〇株式会社 △△営業所**

代表 **東広島 太郎** ※押印不要

補助金等（概算払・前金払）交付請求書

令和7年〇〇月〇〇日付け指令東広〇〇第〇〇〇号で交付決定（変更決定・額の確定）を受けた〇〇年度**東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業補助金**等について、東広島市補助金等交付規則第16条第2項（第17条第2項）の規定により、次のとおりとなります。

補助金等請求額 金 〇〇〇〇円

補助金額確定通知に記載の日付等を記載してください。

交付決定額	受領済額①	今回請求額②	①及び②の合計額
〇〇〇〇円	0 円	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円

② 口座振替依頼書

添付資料

- ・請求書提出時に振込先を確認できるもの（通帳・キャッシュカードのコピーや写真等）※振込先を法人名義以外とする場合（代表者の個人口座等）

口座振込依頼書

提出日を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

東広島市長様

申請者 住所氏名

東広島市西条栄町8番29号

〇〇株式会社 △△営業所
代表 東広島 太郎 ※押印不要

該当するものに○をつけてください。

補助金は次の口座に振り込んでください。

金融機関名	〇〇〇	銀行 金庫 農協	東広島						
								本店 支店 支所	
預金種別・口座番号	普通 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7

フリガナ	〇〇力) △△エイヨクシヨ ダイヒョク ヒガシヒロシマ タロウ
口座名義	〇〇株式会社 △△営業所 代表 東広島 太郎

※金融機関名は支店名まで記入してください。

※振込先を法人名義以外とする場合（代表者の個人口座等）は、請求書提出時に振込先を確認できるもの（通帳・キャッシュカードのコピーや写真等）を添付してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

東広島市長 様

申請者 住 所 東広島市西条栄町8番 29 号
氏 名 〇〇株式会社 △△営業所
代表 東広島 太郎 ※押印不要

不要な部分に取り消し線を引いてください。（以下、同様）

補助事業等計画変更（中止）申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け指令東広環第〇〇〇号で交付決定を受けた〇〇年度東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業補助金事業について、次のとおり計画を変更（中止）したいので、東広島市補助金等交付規則第12条第1項（第12条第3項において準用する同条第1項）の規定により申請します。

補助金交付決定通知に記載の日付等を記載してください。

1 交付申請額

変更前 金 〇〇〇,〇〇〇円

変更後 金 〇〇〇,〇〇〇円

2 変更（中止）の内容

3 変更（中止）の理由